

4.1 基本方針

自転車の活用を促進するためには、自転車通行空間の整備や自転車利用者の安全意識の向上だけでなく、歩行者とクルマの安全確保も必要不可欠です。そこで、本市は、自転車の活用促進において、誰もが安心して暮らせるまちづくりを実現させるため、「歩行者・クルマと共存できる安心・安全なまち」を計画の基本理念とします。これを実現するために、

目標1

走る (Run) ～安全で快適に楽しく通行できるまちづくり～

目標2

増やす (Increase) ～市民が健康で活力ある社会づくり～

目標3

広がる (Develop) ～自転車で新たに広がる地域づくり～

目標4

学ぶ (Educate) ～歩行者・クルマと共存できる意識づくり～

の4つの目標を掲げ、「R I D E」を基本方針とする各種施策の検討を進めます。自転車に関する課題は多岐にわたっており、目標ごとに多くの施策を一体的に展開する必要があります。





種 別	課 題	対 策	
都市環境	利用状況	<ul style="list-style-type: none"> ○連続性を考慮した自転車ネットワークを形成し、安全で快適な自転車通行空間の整備の促進 ○自転車の通行位置や駐輪場の場所等、自転車利用者の誘導を図るわかりやすい案内サインの設置 ○自転車利用の向上のための、駅やバス停周辺の駐輪場整備の促進 ○継続して放置自転車の撤去・調査を実施 ○自転車マップの作成 	
	通行空間		
	事故		
	駐輪環境		
健康増進	健康増進の取組	<ul style="list-style-type: none"> ○継続して、自転車利用による健康増進効果について、広く周知し、自転車利用者の増加を図る ○自転車イベントの開催を検討し、自転車の利用機会を増やす ○継続して、健康増進に関する特典について情報発信するとともに、特典制度を有効活用した自転車利用の促進 	
	特典		
観光・地域づくり	日常利用	<ul style="list-style-type: none"> ○シェアサイクル関係事業者と連携し、シェアサイクルのシステム導入を検討 ○サイクル・アンド・ライドの利用促進 	
	観光		
安全・安心	自転車保険	<ul style="list-style-type: none"> ○自転車保険加入料の助成について周知・広報活動を促進 ○自転車保険加入の重要性について周知・広報活動を促進 	
	教育		
	意識	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全教育の充実・拡充 ○交通安全に関する周知・啓発活動の促進 ○点検・整備の必要性とその方法についての周知 ○自転車を活用した防災意識の向上 ○歩行者の安全確保 ○自転車利用者、クルマの運転者双方の安全意識の向上 	
			危険性
	危険性	<ul style="list-style-type: none"> ○安全利用向上のため、交通安全に関するポスターやチラシ等を配布し、周知・啓発活動の促進 ○思いやり1.5m運動の促進 ○自転車通行空間の整備促進 ○道路上の定期的な維持管理・安全利用上の工夫 	
危険性			

第4章 計画の基本方針
RIDERS

図4.1 施策の体系図

R

走る (Run)

安全で快適に楽しく通行できるまちづくり

連続性を考慮した自転車ネットワークを形成し、自転車通行空間の整備を促進する。また、駐輪ニーズに対応した利用しやすい駐輪環境を確保し、安全で快適な自転車利用環境を目指す。

施策1

安全で快適な自転車ネットワーク計画の策定

- 対策① 自転車ネットワーク計画路線の決定
- 対策② 整備形態・優先順位の検討
- 対策③ 自転車ネットワーク計画の作成

施策2

安全で快適な自転車通行空間の創出

- 対策① 自転車通行空間の整備
- 対策② わかりやすい案内サインの設置
- 対策③ 自転車通行空間の維持管理
- 対策④ 自転車マップの作成

施策3

鉄道・バス利用に対応した駐輪環境の整備

- 対策① 自転車駐輪場の整備
- 対策② 放置自転車対策
- 対策③ 自転車マップの作成

I

増やす (Increase)

市民が健康で活力ある社会づくり

自転車利用による健康増進効果について、周知・広報活動を促進し、市民の健康づくりに努める。また、エコ通勤の促進や、健康増進の特典について、新たな制度の創設を検討し、自転車活用の促進に努める。

施策1

健康づくりに繋がる自転車利用の推進

- 対策① 自転車通勤に関する取組の促進
- 対策② 自転車を活用したスポーツ振興・健康増進の取組
- 対策③ 自転車を活用した健康増進の広報啓発

施策2

健康増進に関する特典の充実

- 対策① 新たな特典・制度創設の検討
- 対策② 自転車利用を促進する特典・制度の有効活用

D

広がる (Develop)

自転車で新たに広がる地域づくり

サイクリング環境の充実、広域サイクリングルートの整備を検討し、観光・地域振興の推進に努める。また、関係機関との連携によるシェアサイクル導入や、災害時の自転車活用の検討を行う。

施策1

自転車活用による観光・地域振興の促進

- 対策① サイクリング環境の充実
- 対策② サイクリストの誘客
- 対策③ 広域サイクリングルート・観光ルート整備の推進
- 対策④ レンタサイクルやシェアサイクル活用の推進
- 対策⑤ サイクル・アンド・ライドの促進
- 対策⑥ 2人乗り自転車の活用促進
- 対策⑦ 観光客等の回遊性向上の取組

施策2

災害時における自転車活用の促進

- 対策① 災害時における自転車活用の促進

E

学ぶ (Educate)

歩行者・クルマと共存できる意識づくり

交通安全教育を充実させ、安全啓発のチラシ配布等、自転車に関する交通ルールの周知・啓発を推進し、自転車利用者、歩行者及びクルマが共存できるような安全意識の向上に努める。

施策1

様々な機会を活用した交通安全啓発

- 対策① 交通安全教室の拡充・充実
- 対策② 安全啓発ポスター・チラシ等配布の実施
- 対策③ 自転車に関する道路標識等の周知
- 対策④ 自転車講習制度の周知

施策2

安全に乗るための意識啓発

- 対策① 思いやり1.5m運動の促進
- 対策② 点検・整備方法の啓発
- 対策③ 自転車保険の加入促進





4.2 計画の推進

自転車活用推進法の基本理念に基づき、4つの柱の相互関連を図りながら、効率的かつ効果的に計画を推進します。

基本理念

- 自転車による交通が、二酸化炭素等の環境に深刻な影響を及ぼす物質及び騒音・振動を発生しないという特性並びに災害時において機動的であるという等の特性を有し、公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行なわなければならない。
- 自動車への依存の程度を低減することが、国民の健康の増進及び交通の混雑の緩和による経済的社会的効果を及ぼす等、公共の利益の増進に資するものであるという基本的認識の下に行なわなければならない。
- 交通体系における自転車による交通の役割を拡大することを旨として、行なわなければならない。
- 交通の安全の確保を図りつつ、行なわなければならない。

【自転車活用推進法第2条】

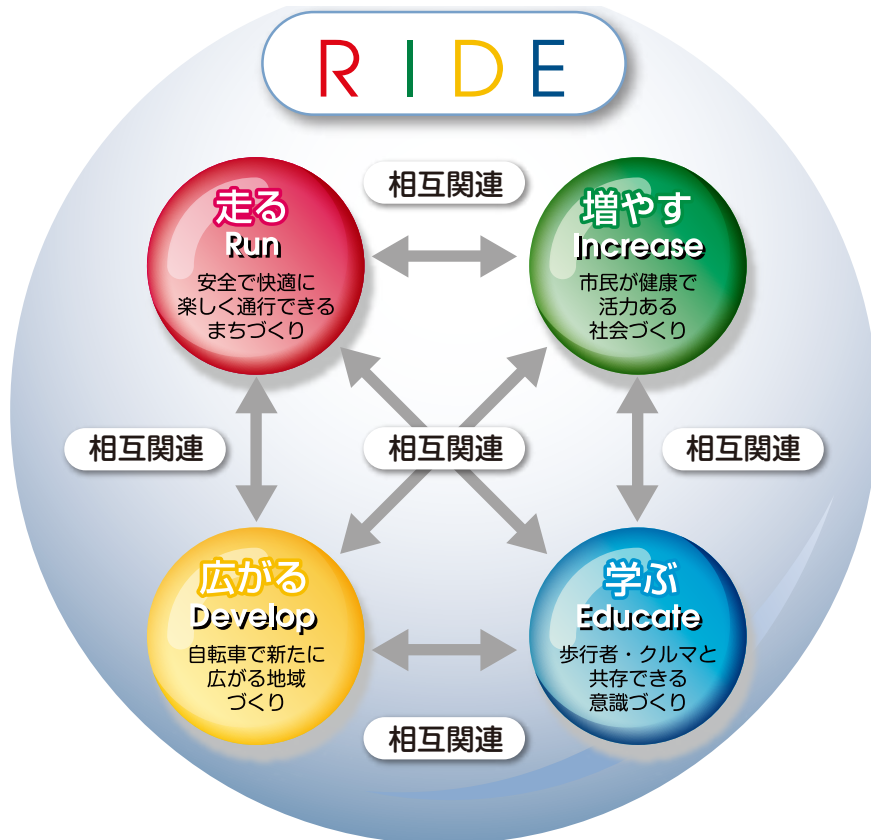


図4.2 計画の柱の推進・相互関連図

4.3 計画におけるSDGsの活用

本市は、SDGsの達成に向けた優れた取り組みを提案する都市「SDGs未来都市」に選定され、SDGsの達成に向け、持続可能なまちづくりの実現を目指していることから、本計画においてもSDGsの考え方を取り入れ、計画を推進します。

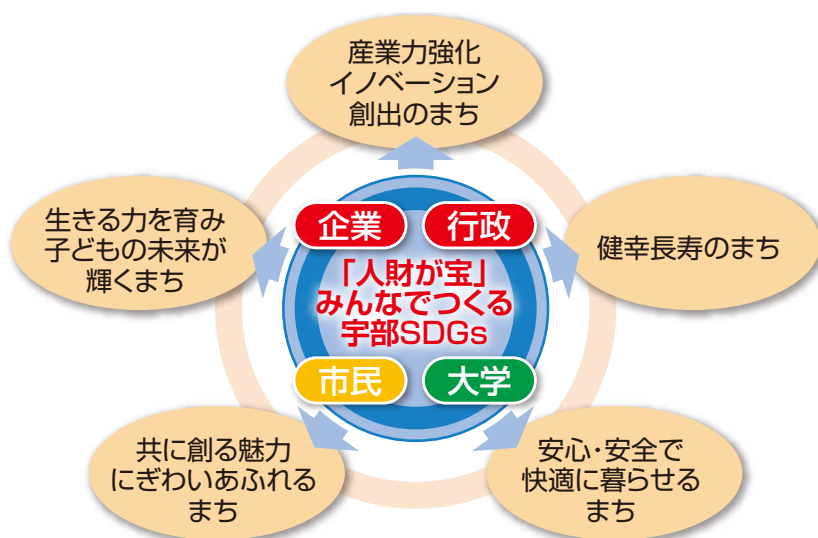


図4.3 SDGs取組図

参考 SDGsとは

SDGsとは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称であり、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のことです。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。





参考 本市におけるSDGsの推進に資する取組の概要

- ① ICT・地域イノベーション、働き方改革の推進
 - 地域産業イノベーションの積極的な推進
 - 起業支援や新事業創出の場づくり、多様な働き手の確保・育成
- ② 観光産業の推進
 - 観光まちづくり推進機構（DMO）の新設
 - 地域資源を活用した地域経済の活性化につながる観光産業づくり
- ③ 地域支えあい包括ケアシステムと連携したコンパクトシティの推進
コンパクトなまちづくりと、地域支えあい包括ケアシステムを連携させた、持続可能で暮らしやすい地域共生型のまちづくり
- ④ 持続可能な開発を学ぶための教育、学習機会の推進
 - 持続可能な開発に向けた主体的に行動できる人材の育成
 - 体験や体感を通じた教育、学習機会の提供
- ⑤ 若者・女性の活躍推進
 - 若者が地域づくりやまちづくりに参画できる機会への支援
 - 女性が就労等、社会参画を通して能力を発揮できる環境づくり
- ⑥ 共生社会ホストタウンの推進
障害のあるなしにかかわらず、お互いの個性を認め合い、安心していきいきと暮らせる共生社会の実現
- ⑦ 子どもの貧困対策、地域の見守り・支え合いの推進
 - 経済的に恵まれていない子どもたちの居場所づくり、健康管理等
 - 身近な地域で誰もが気軽に集える場づくり、活動の促進
- ⑧ ガーデンシティの推進
「緑と花と彫刻のまちづくり」の新たなステージとして、花の回廊づくり等「ガーデンシティうべ」を目指した取り組みを全市的に展開
- ⑨ 地域エネルギー・バイオマス産業都市の推進
 - バイオマス産業の創出と資源循環型社会の形成
 - 再生可能エネルギー等の導入促進、スマートコミュニティの推進
- ⑩ 環境保全対策の推進
 - ごみの排出抑制や環境保全につながる主体的な行動、地域づくりの促進
 - 新興・途上国の環境改善につながる国際環境協力やSDGsの普及促進

4.4 新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」への対応

全国的な新型コロナウイルス感染拡大を契機に、社会的な動向として、新型コロナウイルス感染拡大を防止するための「新しい生活様式」が求められています。

本市では、新型コロナウイルスに関する正しい知識や情報を記載した「うべコロナニュース」を発行し、定期的な情報発信を行うことで市民の感染予防に努めています。この活動を継続して行うとともに、「新しい生活様式」に対応した、計画を推進します。

専門家会議「新しい生活様式」の実践例

<p>買い物</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・通販も利用する ・1人または少人数で空いた時間に ・電子決済を利用する ・計画を立てて素早く ・展示品への接触は控えめに ・レジに並ぶときは、前後をあける
<p>娯楽、スポーツ等</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園は空いた時間、場所を選ぶ ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用 ・ジョギングは少人数で ・すれ違うときは距離をとる ・予約制を利用してゆったりと ・狭い部屋での長居は避ける ・歌や応援は距離をとるかオンラインで
<p>食事</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・持ち帰りやデリバリーも利用する ・屋外空間で気持ちよく ・大皿は避けて、料理は個々に ・対面ではなく横並びで座る ・おしゃべりは控えめに ・お酌や回し飲みは避ける
<p>公共交通機関の利用</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・会話は控えめに ・混んでいる時間帯は避ける ・徒歩や自転車も併用する
<p>冠婚葬祭や親族行事</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・多人数での会食は避ける ・風邪の症状があるなら参加しない

自転車活用推進による新しい生活様式への貢献

- クルマや鉄道・バス利用から自転車へ転換することによる3密の回避
- 安全な自転車通行空間の整備促進による自転車利用者の分散
- 自転車通行空間の整備や道路利用者の安全意識向上による歩行者との距離確保
- 精神面での健康増進を図り、コロナ疲れを解消
- 自転車を活用したスポーツ振興による健康増進
- 自転車を活用した観光推進

画像制作：Yahoo! JAPAN（厚生労働省『「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年5月4日）』を元に作成されたもの）





参考 新型コロナウイルスに関する本市の取組

うべ コロナニュース 第5号

発行年月日:
令和2年5月22日
発行:
宇部市保健センター

山口県の緊急事態宣言は解除 しかし・・・

新型コロナウイルス感染拡大への不安に加えて、外出自粛や休校などで、

思うように外出できないことが続いたり、経済面などの不安が

あることで、ころへの負担が大きくなっています。

「コロナ疲れ」うつ ころの不調に要注意

最近こんな状態はありませんか？



疲れや不安を和らげるためのストレス対処法を6つ、ご紹介します。

★信頼している人と話して 気持ちを楽に

友だちや家族に連絡をとりましょう。
遠方なら、メールや電話で、話しましょう。

★普段の生活パターンを 崩さない

健康的な生活習慣を心がけましょう。いつもの時間に食事や睡眠をとり、からだを動かしましょう。可能な限り、社会とのつながりも持ちましょう。

★ストレス対処法③～⑥は次ページ(裏面)へ →

問い合わせ: 宇部市保健センター TEL 31-1777 FAX 35-6533

★正確な判断に、役立つ情報を集めよう...
事実を確認しましょう。適切な予防策が取れるように、
市や国などからの信頼できる情報を確認しましょう。

★不安をおおる報道を見たり聞いたりする時間を減らす
不安をおおるような報道を見たり聞いたりする時間を
減らすことで、不安や興奮を抑えましょう。

★おとなは お酒やたばこに頼りすぎない
気持ちを落ちつかせるために、たばこやお酒に頼らないようにしましょう。
耐えられないと感じたら、医療機関で相談しましょう。

★大変な時こそ 楽しい時間を作って リフレッシュしよう
自分の気持ちとうまく付き合っていくために、あなたが楽しめることを、時間をつくって
やってみましょう。疲れたころを軽くしたり、大変さを乗り越えるパワーにつながります。

相談しやすい人へ、相談しやすい方法で、まずは相談しましょう

☆こころの相談

宇部市保健センター
TEL : 0836-31-1777
FAX : 0836-35-6533
月曜～金曜
8時30分～17時15分
(※祝日・年末年始を除く)

☆誰にも話せず ひとりで見つめているとき

山口いのちの電話
TEL : 0836-22-4343
年中無休
16時30分～22時30分

LINE・チャット相談

LINE相談
生きつらびと

こころの
ほっとチャット



～つながる、よりそう
やわらく～

10代20代の
女の子専用
LINE

☆こころの救急電話相談 (精神科受診など早急な対応に関する相談)

山口県精神科救急情報センター
TEL : 0836-58-4455
24時間

withコロナ社会 ～ 「うべ版 新たなライフスタイル」 ～

 人との 間隔は 2m	 症状がなくても マスクを着用	 対面会話を 避ける	 買い物は 通販も活用
 帰省・旅行は 控えめに オンラインの活用	 遊びに行くなら 屋内より屋外	 持ち帰り・出前 デリバリーを活用	 会議は オンライン